

事件の表示 平成20年(行ツ)第81号
平成20年(行ヒ)第85号
決定日 平成20年3月27日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成19年(行コ)第245号(平成19年11月
29日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年3月27日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	オサメ工業株式会社
被上告人兼相手方	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合大阪地方本部
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合大阪地方本部オサメ工業支部